

中学校の免許状を有する方で、高等学校教諭1種免許状を取得したい方
(高等学校での実務経験を基に修得単位数を軽減する場合)

免許状の種類

- 高等学校教諭1種免許状

根拠規定

- 免許法別表第8、免許法施行規則第18条の2表備考第4号

取得方法

- 中学校の免許状（2種免許状を除く。）を有する方が、中学校での実務年数に加えて高等学校での実務年数がある場合に、修得単位数を軽減して同教科の高等学校教諭1種免許状を取得する方法（平成29年4月1日から）は、〈表32〉のとおりです。

<表 3 2 >

取得しようとする免許状			高等学校教諭1種免許状	
所要資格	有することが必要な免許状		中学校教諭普通免許状 (2種免許状を除く)	
	在職年数 (ア) + (イ)		4年	5年
	(ア) 有することが必要な免許状に関する在職年数		3年	3年
	(イ) 取得しようとする免許状に関する在職年数		1年	2年
	最低修得単位数の合計 (ウ) + (エ) + (オ)		9単位	6単位
欄	科目	含めることが必要な事項	/	
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	1単位	1単位
		最低修得単位数 (ウ)	1単位	1単位
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2単位 (注)の5 参照	1単位 (注)の5 参照
		教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
		最低修得単位数 (エ)	2単位	1単位
第6欄	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数 (オ)	6単位	4単位

(注)

- 1 取得できる免許状の教科は、中学校教諭免許状と同様の教科に限ります。
- 2 「(ア) 有することが必要な免許状に関する在職年数」は、中学校教諭免許状 (2種免許状を除く) を取得した後の中学校 (義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。) での良好な勤務成績の実務に限ります。
 ※ ただし、以下については上記の実務に含めることができます。
 ① 高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)
 ② 学校以外の教育施設のうち、これらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるもの
 ※ 教諭 (助教諭、非常勤講師等は含まない。) として発令された実務であること。
- 3 「(イ) 取得しようとする免許状に関する在職年数」は、平成28年4月1日以降の高等学校 (中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む。) での良好な勤務成績の実務に限ります。
 ※ 教諭 (助教諭を含む。) として発令された実務であること。
- 4 修得単位は、有することが必要な免許状 (2種を除く中学校教諭免許状) を取得した後に修得した単位に限ります。

- 5 「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」については、すべての事項を含み修得してください。
- 6 「大学が独自に設定する科目」の修得方法は次のとおりとします。

**中学校教諭免許状（2種を除く）を有する者が、
高等学校教諭1種免許状を取得する際の「教科又は教職に関する科目」の単位修得方法**

取得しようとする教科	教科に関する専門的事項	修得単位数		
		8単位のケース (通常の場合)	6単位のケース	4単位のケース
地理 歴史	日本史	1科目以上	1科目以上	1科目以上
	外国史			
	人文地理学・自然地理学	1単位以上	1単位以上	1単位以上
	地誌			
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1科目以上	1科目以上	1科目以上
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1単位以上	1単位以上	1単位以上
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」			
情報	情報システム（実習を含む。）	1単位	2科目以上	2科目以上
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	1単位		
	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	1単位	各1単位以上※	各1単位以上※
	情報と職業	1単位		
工業	工業の関係科目	2単位	1単位※	1単位※
	職業指導	2単位	1単位※	1単位※
家庭	住居学（製図を含む。）	1単位	2科目以上	2科目以上
	保育学（実習及び家庭看護を含む。）	1単位		
	家庭電気・家庭機械・情報処理	1単位	各1単位以上※	各1単位以上※

※8単位のケースにおける修得方法が望ましいが、大学等の科目開設状況等により、このような修得方法でも可とする。